「グリーン電力証書」購入ガイドライン

「GPN - GL18」「グリーン電力証書」購入ガイドライン

１．対象の範囲

本ガイドラインの対象範囲は、一般財団法人日本品質保証機構（以下、日本品質保証機構）が認定するグリーン電力証書発行事業者及び認証された電力量に基づき証書化されたグリーン電力証書とします。対象となるグリーン電力は下記の５つです。

〇太陽光　　〇風力　　〇バイオマス
〇水力　　〇地熱
日本品質保証機構「グリーン電力認証基準」に基づく

２．ガイドライン[1]

グリーン電力証書の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境や社会への負荷ができるだけ少ないものを選択し、証書を購入する。

１）グリーン電力証書としての環境付加価値を調達するための方針を有する証書発行事業者であること
２）持続可能な発電方法で発電された電力からの証書であること
①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境等へ配慮されていること
②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること
③発電燃料（原材料）調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること

※このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2011 年 4 月 20 日制定
2017 年 9 月 26 日改定
2024 年 11 月 28 日改定
グリーン購入ネットワーク

[1] 環境負荷削減の観点から重要な取り組みで、製品を選択するときに優先的に考慮すべき事項。

＜ガイドラインの背景説明＞

【はじめに】

再生可能エネルギーによって発電された電力には、「電力そのものとしての価値」に加え、「(化石燃料などに比較して) CO_2 排出量の少ない電力であることの価値」などの環境付加価値（EAV：Environmental Added Value) を有すると捉え、この環境付加価値分を証書化し、取引可能にしたものがグリーン電力証書です。

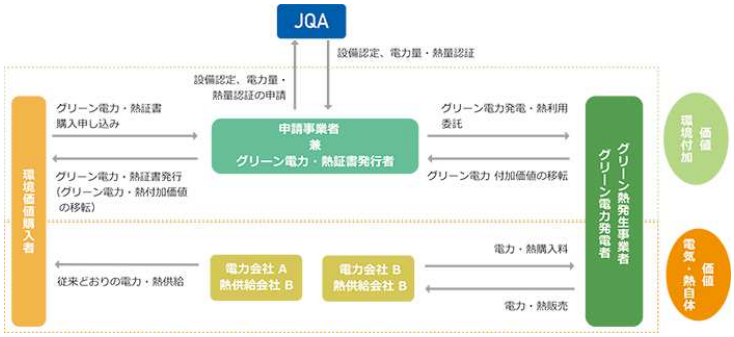

図 グリーン電力証書制度

グリーン電力証書の利用者は、通常通り電力会社から電力の供給を受けている場合でも、グリーン電力証書を購入（通常の電力料金以外に証書の購入が必要）することで、グリーン電力証書を購入した分の電力量は、再生可能エネルギーを利用したものとみなされます。また、この購入代金の中から再生可能エネルギーの発電事業者に環境付加価値の対価が支払われる仕組みになっており、グリーン電力証書の購入は、再生可能エネルギーの新規設備導入や設備維持などに貢献しています。

ほとんどのエネルギー資源を海外に依存している日本にとって、再生可能エネルギーの普及拡大は、温室効果ガスである CO_2 の排出削減だけではなく、エネルギーの安定供給に大きく寄与します。さらに地域の再生可能エネルギーを活用した地域経済の活性化や地域の雇用創出、エネルギーの地産地消という側面も有しており、再生可能エネルギーの利用拡大を図ることは重要な意義があります。

【グリーン電力の利用により電力由来の CO_2 排出を削減する方法】

カーボンニュートラルを達成するためには、あらゆるエネルギー消費における省エネ・脱炭素化が必要です。グリーン電力を利用する前に、省エネに取り組む必要がありますが、グリーン電力の利用によって電力由来の CO_2 排出を削減する方法には、①自家発電設備の設置、②電力契約の変更、③グリーン電力証書等の利用、という３つがあります。電力を利用する設備や電力契約等によって、適切な方法や導入のしやすさは異なりますが、カーボンニュートラルを達成するために、①や②を検討・導入し、①や②を実施できない、あるいはそれでも足らない場合に、グリーン電力証書等を利用する（③）という順序で考えるのが良いでしょう。

①自家発電設備の設置	自宅や役場、公民館等、電力を消費する施設の屋根や壁等に発電設備を設置し、自ら再エネ電力を消費する方式。
②電力契約の変更	現状の電力契約を再エネ 100%電力プラン等へ変更する方式。 国等の機関や地方自治体が環境配慮契約法に沿った取り組みもこの方法に該当する。
コーポレート電力購入契約（PPA）	コーポレート電力購入契約とは、自治体や企業などの法人が発電事業者や小売電気事業者と、グリーン電力の調達を長期にわたって契約する仕組みで、一般的に 10～20 年を目安に購入契約を結びます。コーポレート電力購入契約（PPA）は３つのタイプに大別することができます。 1）オンサイト PPA･･･購入者側が敷地内の空いたスペースや屋根を提供して事業者が発電を行い、得られた電力を販売するもの。

		2）オフサイト PPA･･･自分の敷地から遠くに設置された発電設備から公共の送配電線を通って購入者のもとに届くもの。 3）バーチャル PPA･･･電力の小売りに規制がかかっている地域でも遠隔地で発電された電力を送ることができる仕組み。
③グリーン電力証書等の利用		グリーン電力証書を購入することで、グリーン電力証書を購入した分の電力量について再生可能エネルギーを利用したものとみなす仕組みで、以下のような活用例があります。 ・テナントビルに入居していて、自社で電力契約を変更できない場合に自社の消費電力量分の証書を購入する。 ・スポーツイベントや広報紙の印刷等で使用する電力量分の証書を購入する。

証書には、グリーン電力証書の他に、非化石価値証書や J-クレジットがあります。

グリーン電力証書は、購入者が証書を購入したことによる収益が発電事業者に支払われる仕組みになっており、再生可能エネルギーの新規設備導入や設備維持（追加性）に貢献し、日本国内で再生可能エネルギーを増やすことにつながります。

非化石証書はグリーン電力証書よりも安価であるという特徴と、電力小売事業者が電力に非化石証書を付けて販売する電力プランもあるという点から、利用が広がっています。ただし、非化石証書は、再エネ賦課金（国民から広く徴収している費用）を原資とした制度で、証書を購入したことによる収益は国に戻るため、収益で発電設備が増設されるなどの追加性はありません。非化石証明書には、印刷された証書は発行されず、残高証明書でしか確認できないため、証書を購入したことをアピールに使いづらい特徴があります。

J-クレジットは、クレジットを創出するプロジェクト（省エネ設備の導入、再エネ設備の導入、適切な森林管理等）に賛同する購入者による利用が多いのが特徴です。グリーン電力証書は消費電力量（kWh）に対して証書を購入する仕組みであるのに対して、J-クレジットは CO_2 削減量により生み出される環境価値を証書化されたものを購入する仕組みのため、電力消費分に J-クレジットを充てるためには、kWh を CO_2 に変換する必要があります。

【証書等と国際的イニシアチブとの対応】

気候変動問題に関する国際イニシアチブとして、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標である SBT（Science Based Targets）や、事業活動で消費するエネルギーを 100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする RE100 等があります。グリーン電力証書は、SBT や RE100 にも対応しており、グリーン電力証書を購入することにより、再生可能エネルギーによる電力を使用したことにできます。なお、RE100 については、運用規則が改定され、グリーン電力証書においても、RE100 加盟企業が 2024 年 1 月以降に購入するグリーン電力証書は、15 年未満の発電設備からの電力からの電力からの証書であることが求められています。

15 年以上経過した発電設備で発電される電力からの証書も、グリーン電力証書であることには変わりありませんし、RE100 に加盟していない企業や団体、個人がグリーン電力証書を選ぶときに、15 年未満の発電設備からの証書であることに縛られる必要はありません。しかし、運転開始から長期間を経過していない再生可能エネルギーの発電設備による電力からの証書であることを考慮することが、再エネ発電設備の新増設への投資を促すことにつながり、結果的に再エネ発電設備の容量を増やすことにつながります。

日本の証書等と国際的イニシアチブとの対応関係

日本における再エネ証書等（下表参照）は、いずれもスコープ２に対応しており、CDP と SBT では、再エネ電力由来 J-クレジット・再エネ熱由来 J－クレジット、グリーン電力証書・グリーン熱証書、非化石証書のいずれも利用可能である。RE100 では、再エネ電力由来 J-クレジット、グリーン電力証書及び非化石証書のうち政府によってトラッキングされた属性が付与されている非化石証書が利用可能である。

	CDP (GHG プロトコル準拠)	SBT (GHG プロトコル準拠)	RE100 (GHG プロトコルをベースに独自要件あり※1)
再エネ電力由来 J-クレジット	○	○	○
再エネ熱由来 J-クレジット	○	○	－ （熱は RE100 の対象外）
グリーン電力証書	○	○	○
グリーン熱証書	○	○	－ （熱は RE100 の対象外）
非化石証書	○	○	政府によるトラッキング FIT 非化石証書等○※2

※1 RE100 では、他社から供給を受けた電気(スコープ２)に加えて、自家発電した電気(スコープ１)も再エネ化の目標設定対象であり、両者において再エネ電力証書等を使用することが可能。

※2 政府によるトラッキング付き FIT 非化石証書及び、発電事業者と小売電気事業者の相対契約に基づき非 FIT 非化石証書と電気をセットで調達し販売する小売供給形態が該当。

参考）国際的な気候変動イニシアチブへの対応に関するガイダンス（経済産業省、2021 年 3 月版）

【ガイドライン項目の詳細説明】

1）グリーン電力証書としての環境付加価値を調達するための方針を有する証書発行事業者であること

環境配慮型製品を設計・生産するために、原材料の調達方針を策定し、原料産出地までのトレーサビリティを高め、原料採取における環境配慮や生産地の労働者の人権配慮等に取り組む企業が増えてきています。

再生可能エネルギーによって発電された電力であったとしても、原料調達先および、発電設備の建設による周辺の自然環境や地域住民への影響等が考えられます。グリーン電力証書においても、証書発行事業者は、原料調達先および、周辺の自然環境や地域住民への影響等を考慮した環境付加価値を調達することが必要です。

トレーサビリティという観点から、証書発行事業者は、グリーン電力証書としての付加価値を調達するための環境配慮方針を開示するとともに、証書の種類（発電方法）や証書の価格だけでなく、原料調達先および、発電地域や周辺環境への配慮に関する情報を開示することが求められます。

（基本原則 3 に対応）

2）持続可能な発電方法で発電された電力からの証書であること

①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境へ配慮されていること

グリーン電力証書は、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電が対象となっていますが、発電設備の建設方法によっては、森林減少や土壌流出、生物多様性の喪失や生態系の劣化等、周辺の環境保全を損なう可能性があります。また、太陽光パネルが太陽光を反射することによる光害や風力発電の羽による風切り音等、地域住民の生活環境へ影響を与える事例もあります。

発電設備の環境への影響や関係者との合意形成に関し、発電事業者が実施した事項について、日本品質保証機構へ報告が義務付けられています。具体的には、電気事業法関連の他に建築物・工作物建築確認、道路法、電波法、航空法、騒音規制法、振動規制法、森林法、砂防法、自然環境保全法、農地法、文化財保護法などの法令に設備が適合していることを示す文書の提出が求められます。発電方法や発電設備の設置地域によっては、水質汚濁防止法や悪臭防止法、大気汚染防止法に適合していること、国立公園法や鳥獣保護法（鳥獣保護区）、種の保存法（生息地等保護区）を遵守していることの確認も必要となります。また、規定された要件や発電方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、およびチェックリストの提出も義務付けられています。

発電事業者には、適確な手続きを取ることに加え、ウェブサイト等を通じて、周辺の環境保全や地域住民の生活環境への配慮に関する情報開示が求められ、証書発行事業者には、どのような発電設備から環境付加価値分を調達しているのかの情報開示が期待されます。

②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること

バイオマス発電については、CO2 を吸収・固定化したバイオマス資源を燃料とすることから、燃焼させても GHG 増加につながらないという理解も多くありますが、採取する原材料の合法性や持続可能性、発電時だけでなく、輸送等を含めたライフサイクル全体で GHG 増加につながっていないことが確認されていることが大切です。

資源エネルギー庁は、「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」を策定し、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項の考え方をまとめています。同ガイドラインでは、燃料調達計画策定時だけでなく、バイオマス発電の運転開始後においても、ライフサイクル GHG の算定や使用するバイオマス燃料のライフサイクル GHG を担保している第三者認証スキームの名称を自社のホーム

ページ等で情報公開すること等が求められています。

証書発行事業者においても、バイオマス発電によるグリーン電力証書の販売においては、発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されたバイオマス発電由来であることを確認することが必要です。

③発電燃料（原材料）調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること

バイオマス発電用の燃料、および発電設備製造時に使用される鉱物資源を生産する際に、調達先の社会や生態系に悪影響を及ぼす場合があります。児童労働や労働者の安全や適切な労働条件等、人権問題が発生していないかという点にも注意する必要があります。

（基本原則 2-3、2-9、3-3 に対応）

＜ガイドラインの新旧対応表＞

	新ガイドライン（2024 年改定）	旧ガイドライン（2017 年改定）	改訂内容
ガイドライン		1）証書取引の公平性や透明性、信頼性、消費者保護等の観点を考慮し、自らの証書の使用目的に合った証書発行事業者を選ぶ	削除
		2）購入したグリーン電力証書の環境価値を適切に表現する	削除
	1）グリーン電力証書としての環境付加価値を調達するための方針を有する証書発行事業者であること		新規追加
	2）持続可能な発電方法で発電された電力からの証書であること ①発電設備周辺の生物多様性や環境保全、地域住民の生活環境へ配慮されていること ②発電燃料（原材料）の持続可能性が確認されていること ③発電燃料（原材料）調達先の生態系や地域住民の社会的影響と人権が配慮されていること		新規追加

■グリーン電力証書を購入する際の考え方

グリーン電力証書を購入する際は、以下の手順に従って考えることが大切です。

STEP１．証書を購入する目的と用途を考える
STEP２．使用電力量を計算する
STEP３．証書発行事業者を選び、発注する
STEP４．購入後の対応

STEP１．証書を購入する目的と用途を考える

グリーン電力証書の購入を検討する前に、購入する目的と用途を明確にすることが必要です。証書の活用には、恒常的な電力消費に活用する場合と臨時的な電力消費に利用する場合の両方があり、自主的な環境対策への活用に加え、企業イメージの向上や商品・サービスの付加価値向上をねらった活用も考えられます。自社にとって、どういった意義があるのか、考え方を整理しておきましょう。証書を活用する用途には、以下のようなものがあります。

（１）オフィス・店舗・事業所で利用する場合

自社ビルや工場、店舗等の使用電力分のグリーン電力証書を購入することで、再生可能エネルギーによる電気を利用したとみなすことができ、企業や団体等による自主的な環境対策として活用できます。東京都の「温室効果ガス総量削減義務・排出量取引制度」や埼玉県の「目標設定型排出量取引制度」では、CO_2 排出量の削減分に充当することができる他、近年では、RE100 を達成するために、再エネ電力の不足分をグリーン電力証書で賄ったり、テナントビルに入居し、電力契約を変更できない事業者がグリーン電力証書を購入し、再エネ電力を利用したことにしたりするケースが増えてきています。

（２）イベントで利用する場合

環境系イベントだけでなく、株主総会や新商品の発表会、展示会、コンサート、学会や国際会議、テレビ CM など、様々な場面でグリーン電力証書を利用し、臨時的な電力消費に再エネ電力を利用したことにするケースが増えています。

（３）パンフレットや書籍の印刷で利用する場合

CSR 報告書やパンフレットの印刷、報告書の作成やホームページの運営自体をグリーン電力で行ったりする企業も増えています。

（４）商品の製造で利用する場合

グリーン・エネルギー・マークは、製品の製造等に必要な電力をグリーン電力で賄ったことを製品に添付して表現するマークです。「グリーン電力で作られた○○」や「風の力で織られたタオル」、「グリーン電力で提供される映画」など、証書を活用することで、グリーン電力の発電設備を持っていなくても環境に配慮した製品・サービスを提供することができます。これらの取り組みは、環境付加価値を持つ商品としての市場における差別化につながります。

STEP２．使用電力量を計算する

■グリーン電力証書の価格の考え方

グリーン電力証書の価格は、以下の計算式で求めることができます。

グリーン電力証書価格 ＝
使用電力量（kWh）××単価（円/kWh）＋証書発行手数料＋消費税

なお、使用予想電力量は、主に、下記のような方法で求めることができます。

（1）オフィス・店舗・事業所で利用する場合

・グリーン電力を充当する範囲と期間を明確にすることが大切です。自社ビルだけを対象とするのか、工場や別棟等も含めた全体を対象とするのか、また、100%グリーン電力化するのか、50%にするのか、1 月分を対象にするのか、1 年もしくはそれ以上を対象にするのかなどによっても、必要なグリーン電力量は大きく変わってきます。

・これから使用する電力量にグリーン電力を充当する場合には、前年度や過去のデータを参考にします。過去の使用電力量の記録が残っていない場合には、契約先の電力会社へ問い合わせることで一定期間のものは調べることができます。

・使用する電力を 100%グリーン電力にする必要はなく、50%だけグリーン電力するなどの方法を取ることにより、費用を安く抑えることも可能です。

昨年の同時期の電力使用量明細から、オフィス・店舗・事業所の使用電力量を想定することができます。この計算方法では、総務・経理もしくは施設管理の担当者の協力が必要です。

（2）イベントで利用する場合

・グリーン電力を充当する範囲を明確にすることが大切です。例えば、イベントの場合、準備日を含めるのか、移動や運搬に係る CO_2 排出量を含めるのかなどによっても、グリーン電力の必要量が変わってきます。

・イベント会場を借りる場合など、自らで電力量を求めることが難しいときはその施設や使用する設備を管理している事業者へ問い合わせることで、電力量の概算がわかることもあります。

・室内のイベントや展示会、会議を行う際に電気を使用する機器としては、主に照明や空調、音響、OA 機器、PC などが挙げられます。

・イベントでの PR 方法として、「このイベントの使用電力は 100%風力発電で賄っています」といった表現を行なう場合は、少し多めに見積り、購入することをお勧めします。万一、実施後に不足があった場合は、追加購入の検討が必要となります。

例 1	イベント会場の昨年の電力使用量を日数で割ります。例えば、昨年 6 月の電力使用量が 60,000kWh だった場合、今年 6 月の 1 日の電力使用量は 2,000kWh と想定することができます。この計算方法では、イベント会場の協力が必要です。

例 2	電力を消費する機器を特定し電力使用量を算定します。特に建物の一部でイベントを実施する場合は、使用する器材以外に共有部分の照明、空調などがあります。これらについての使用電力が明確でない場合で、算定対象にする場合は面積などで按分することが必要なのでイベント会場の協力が必要です。 イベントで使用する機材の消費電力（機材の後ろに○W や○kW と記載している数字）に、使用する時間をかけます。この計算方法では、イベントの機材の担当者の協力が必要です。

［補足］会場選びやコンテンツを検討する際は、できる限り不要な設備を使用せず、高効率機器を採用するといった省エネ活動が大切です。実際には、運営主体でないとなかなか実践できない場合もありますが、できる限り環境配慮に向けて取り組むことが重要です。詳しくは、「会議等の環境配慮のススメ」をご覧ください。

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kaigi.html

（3）パンフレットや書籍の印刷で利用する場合

・印刷に使用する印刷機の消費電力（機材の後ろに○W や○kW と記載している数字）に、印刷のために運転する時間をかけます。例えば 10kW の印刷機を 10 時間稼働させて印刷を行った場合の電力量は、10kW×10 時間（h）で＝100kWh になります。
・また、製本や折などの電力も計算する必要があります。例えば、企業 CSR 報告書等の製本時の電力量は約 200～300kWh になります。この計算方法では、印刷会社の協力が必要です。

（4）商品の製造で利用する場合

・製造工程やサービスのどの部分にグリーン電力を使うのかを決め、グリーン電力を充当する範囲を明確化します。
・次に、充当する範囲の工程で使用する電力量を求めます。電力量の求め方は、計測器を使って実測値を求める方法や個々の機器の定格消費電力と使用時間から計算で求める方法、工場やライン全体の使用電力量で代替する（大きめの数値を使う）方法など、状況によって色々な方法があります。
・特に、グリーン・エネルギー・マークを使用する際には、日本品質保証機構に電力量を証明する客観的な資料を提出する必要があります。

年間の工場の電力使用量を、年間の商品生産量で割って、商品を 1 単位当たり製造するのに必要な電力量を計算します。この数値に、グリーン電力を使って製造したと見なされた商品の個数をかける。この計算方法では、工場の協力が必要です。

STEP３．証書発行事業者を選び、発注する

・証書発行事業者には、大口受注生産型、小口販売型など複数の販売方法があるとともに、販売先を特定の購入者（地域や他の事業での取引相手など）に限定している事業者がいます。どういう契約方法があるか把握しましょう。使用電力量の計算方法や用途・目的が多様で明確に判断できない場合については、証書発行事業者に相談しても良いでしょう。
・予め、希望するグリーン電力証書の内容（発電の種類、発電所の条件など）を整理しておき、内容が決まったら、見積書を入手したうえで、証書発行事業者の注文フォームに記入して提出します。
※但し、業者によっては、提携先や在庫の都合で希望のものが無い場合や、最低の購入単位を設定

している場合もあるため、予め確認が必要です。

・注文すると、電子データで発電所の写真やグリーン電力証書のロゴを入手できますので、チラシやWEB サイトなどに記載してアピールすることができます。

・グリーン電力証書の代金支払い方法は、事業者や契約方法により異なります。契約を結ぶ際に十分に確認しておきましょう。

（1）グリーン電力証書の購入方法を知る

・大口受注生産型

グリーン電力証書は大口を対象とした受注生産方法で販売されています。この方法では、発行事業者がグリーン電力証書の購入者を確保した上で、その契約した電力量に応じて認証を受け、証書を発行することになります。しかし、一部の事業者では、実際には購入者を確保できないまま大量のグリーン電力認証を受けたために証書が売り切れず、結果として在庫保有している事例も見受けられます（証書には有効期限がないため在庫の証書も販売は可能)。

・小口販売型

コンサートやスポーツイベント等のイベントでグリーン電力証書を使用する場合などは、小口の証書化されたグリーン電力の販売方法となります。この場合、イベントが開催される地域に位置する発電設備、もしくは発電種類を指定してグリーン電力証書を購入している事例もあります。これらは小口であることから発電所の指定に融通が利く場合が多いようです。

・購入方法と発電設備の特定との関係

グリーン電力証書の発行事業者のうち、複数の発電所と契約をしている事業者は、グリーン電力証書を発行する際に複数の発電設備で発電された電力量を一旦保有し、その中から小口化して証書を販売する方法をとっています。こうした販売方法の場合、制度上、発電設備は常に特定できますが、需給と在庫の関係で、顧客がグリーン電力証書を購入する際に発電設備を指定できない場合があります。

一方、長期間にわたる大口契約の場合では、一つの発電所からのグリーン電力証書をすべて購入している事例もあります。

（2）証書発行事業者を選ぶ

証書発行事業者は、取り扱う発電種類や販売電力単位、発電事業所のエリア、その他コンサルティングサービス等に違いがあります。前述（STEP2）の証書の使用目的や、（STEP3）購入方法を考慮の上、発電種類を特定し、証書発行事業者を選びましょう。

【発電種類別の主な特徴】

〇太陽光発電

太陽光エネルギーを太陽電池で直接電気に変換し、発電します。太陽電池の普及が進み、発電設備価格などは下がってきていますが、他の発電に比べてまだ高い状況です。今後は更なる技術開発や需要喚起に向けた導入支援策により、コストの低減が期待されています。

〇風力発電

風力発電は、新エネルギーの中では発電コストが低く、風エネルギーの約 40%を利用でき、変換効率が良いことが特徴です。今後更なる普及実現のため、日本固有の気象条件や複雑な地形に対応した風車の開発・導入が重要になっています。

〇バイオマス発電

動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電します。バイオマスは「カーボンニュートラル」なため追加的な CO_2 が発生しない、未利用の生物性廃棄物を資源として活用できるといったメリットがあります。バイオマスには、木質系、農業・畜産・水産系、建築廃材系、食品産業系、生活系（下水汚泥・厨芥等）など色々な種類があり、未利用バイオマスの有効活用による CO_2 削減が期待されています。

○水力発電（中小規模水力発電）

中小規模の河川や農業用水などにおけるわずかな落差や未利用の落差を利用して発電する1,000kW 以下の水力発電です。大規模ダムなどの施設が不要であり、今後、日本の豊富な水資源に恵まれた発電に適した地域の有効活用が期待されています。

○地熱発電

地中に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。発電過程において CO_2 排出がなく、昼夜を通して発電でき、天候に左右されないことから長期間にわたる供給が期待されています。

STEP４．購入後の対応

・証書購入者は、証書購入後、環境価値を適切に表現するために、「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン（平成 21 年 6 月 1 日改定）」に則った適切な表現が求められています。

・グリーン電力証書を所有している事を対外的に表現する場合には、証書発行事業者マークと所有する証書のグリーン電力量を明確に示した説明文を示す必要があります。また、グリーン電力証書の信頼性向上のため、説明文には、グリーン電力（証書）を「いつ」、「だれが」、「どこで」、「どの程度」、「どのような目的で」使用したかを記載することが望まれます。また、グリーン電力証書の導入効果を CO_2 排出量削減効果として表す場合は、計算に使用した CO_2 排出係数を明記することが望まれます。

（表現例）当社は、○○年に本社ビルにて使用した電力量の○%（△△kWh）をグリーン電力で賄っており、これにより、年間約 1 万トンの CO_2 排出量を削減しました。（※CO_2 排出係数：0.000***t-CO_2/kWh）

【商品の製造で利用した場合】

製品の製造等に必要な電力をグリーン電力で賄ったことを製品に添付して表現する場合は、上記の「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」に基づき、「グリーン・エネルギー・マーク」を含めた様々な表示方法があります。詳しくは、各証書発行事業者へ確認してください。

エコ商品ねっと登録フォーマット

証書発行事業者・グリーン電力証書

★　このデータベースへの登録は、①グリーン電力証書発行事業者、②グリーン電力証書の２つに分類して掲載しています。

１．掲載条件

・日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書発行事業者であること

２．登録フォーマット

（1）証書発行事業者登録用フォーマット

証書発行事業者名	グリーン電力証書を発行している（ブランド名を持つ）証書発行事業者の名称 ※他社が発行した証書を自社ブランドで販売する場合は登録できません
調達方針	グリーン電力証書としての環境付加価値の調達方針の有無 ［○］：方針あり ［未］：方針未策定
調達方針 URL	調達方針を策定し、公表している場合は、ウェブサイトの URL を記載する。
周辺の環境保全や地域住民の生活環境､地域住民の社会的影響と人権等に関する発電事業者への確認	周辺の環境保全や地域住民の生活環境、地域住民の社会的影響と人権等に関する発電事業者への確認 ［◎］：発電事業者へ定期的に確認している ［○］：発電事業者へ契約時に確認している ［－］：確認していない
発電事業者への確認に関する特記事項	「発電事業者への確認」方法や内容等について、アピールしたいことがある場合は 300 文字以内で記載する。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する。
電力量認証有無	日本品質保証機構による電力量認証状況。 ［認証有］：認証済み（１つ以上認証を受けている場合を含む） ※認証申請中、認証ナシは掲載不可。
認証電力量（kWh）［前年度実績］	日本品質保証機構による認証電力量（前年度実績）を記載する。 ※記入例：10,000,000
取扱い発電種類	発電の種類を選択する（複数選択可） ・　太陽光の場合には「1」 ・　風力の場合には「2」 ・　バイオマスの場合には「3」 ・　水力の場合には「4」 ・　地熱の場合には「5」
マーク画像	事業者ロゴマークを登録している場合にはその画像を掲載する。 複数のロゴマークを登録している場合は代表的なマーク或いは、全画像を１画像として掲載が可能。

マーク紹介URL （省略可）	マークを紹介するURLがある場合には記載する。
証書発行実績	グリーン電力証書の発行実績の有無 ［〇］：発行実績あり ［ー］：発行実績なし
証書発行電力量（kWh） ［前年度実績］	グリーン電力証書として発行した総電力量（前年度実績）を記載する ※記入例：10,000,000
証書発行状況	証書発行事業者の営業方針を示す。証書発行状況を下記より選択する ［発行可］：在庫があり、販売条件が合う場合に販売可能な証書を扱っている （在庫が無い場合は該当しない） ［指定販売］：特定の方以外への証書販売をしていない ［発行不可］：在庫が無い。販売をしていない ※実際の在庫状況の確認は、直接証書発行事業者に問合せが必要である
証書納期日数	証書の正式な申込みから通常納期までの日数を記載する
発電所情報の公開	「発電所名」「発電事業者名」「設備容量」「設備認定日」などの発電所情報を WEB 上で公開している場合は、該当 WEB ページの URL を記載する。
15 年未満の発電設備からの電力由来の証書に関する特記事項	RE100 に対応した、15 年未満の発電設備からの電力由来の証書の供給状況について、アピールできることがあれば記載してください。 ※特に記載する事項がない場合は、「特になし」と記載する。文字数：110 文字
コンサルティング内容などの特記事項	証書発行事業者のコンサルティング内容など、アピールしたいことがある場合は 300 文字以内で記載する。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する。
問い合わせ先	企業名、住所、部署名、TEL、FAX、E-MAIL ※最大３箇所まで
証書販売 代理店一覧	代理店情報を掲載する場合は、WEB 上で公開している URL を記載する。 ※代理店がない場合は、「特になし」と記載する
ホームページ	企業のホームページアドレスを記載する。

⑵証書登録用フォーマット

上記 P12 の証書発行事業者登録用**フォーマット**の「証書発行状況」で「発行可」と記載している場合は、以下の証書登録用**フォーマット**は入力必須とする。

商品名	商品名の内容を記載する。
証書発行事業者名	グリーン電力証書を発行している（ブランド名を持つ）証書発行事業者の名称 ※他社が発行した証書を自社ブランドで販売する場合は掲載できません
マーク画像	事業者ロゴマークをグリーンエネルギー認証センターに登録している場合は、その画像を掲載する。複数のロゴマークを登録している場合は代表的なマーク或いは、全画像を 1 画像として掲載が可能
証書見本	発行する証書の見本画像を掲載する。
発電種類	発電の種類を選択する（複数選択可）。 ［1］：太陽光 ［2］：風力 ［3］：バイオマス ［4］：水力の場合 ［5］：地熱の場合
バイオマス（種類） ※複数選択可	バイオマスの種類を選択する（複数選択可）。 ［1］：木質系（間伐材、建築廃材系木材など） ［2］：農業・畜産・水産系 ［3］：食品産業系 ［4］：生活系（下水汚泥・厨芥等） ［5］：指定なし ［6］：バイオマス発電を行っていない
バイオマス発電燃料の持続可能性の確認	前項で「1～3」を選択した場合、バイオマス発電燃料の持続可能性として、確認できているものを選択する（複数選択可）。 ［1］：日本国内からの燃料 ［2］：輸入による燃料 ［3］：合法性の確認が取れている ［4］：持続可能性の確認が取れている ［5］：食用ではないないことが証明できる（農産物由来バイオマス） ［6］：ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証を取得している ［7］：調達バイオマス毎に調達先からの輸送距離が既定値を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認している（メタン発酵ガス、建設資材廃棄物及び 一般 廃棄物・その他バイオマス） ［8］：「生活系（下水汚泥・厨芥等）を燃料としている」、「バイオマス種類の指定なし」、バイオマス発電を行っていない場合
バイオマス種類や持続可能性の確認等に関する特記事項	バイオマスの種類や調達方法、持続可能性の確認、RE100 に対応した、15 年未満の発電設備からの電力由来の証書の供給状況等について、アピールしたいことがある場合は、300 文字以内で記載する。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する。

バイオマス（比率）	バイオマスの比率を選択する。 50%以上の場合には「1」 対象外「－」の場合は「2」 ※50%未満は、グリーン電力証書制度対象外のため掲載不可とする。
該当発電所	「発電所名」、「発電事業者名」、「設備容量」、「設備認定日」などの発電所情報を記載する。或いはWEB上で公開している場合はURLを記載する。 ※指定しない場合は、「発電所指定なし」と記載する。
発電所の特記事項	発電所に関する特記事項がある場合は、200文字以内で記載する。
発電所地域 ※複数選択可	発電所地域を選択する（複数選択可）。 1～10或いは「地域指定なし」のいずれかを選択する。 北海道の場合は「1」　中国の場合は「7」 東北の場合は「2」　四国の場合は「8」 関東の場合は「3」　九州の場合は「9」 信越・北陸の場合は「4」　沖縄の場合は「10」 東海の場合は「5」　「地域指定なし」の場合は「11」 近畿の場合は「6」
契約電力量	契約電力量区分を30文字以内で記載する。 ※記入例：1,000kWh～10万kWh 10万kWh～100万kWh 100万kWh～
契約電力量の特記事項	契約電力量に関する特記事項を200文字以内で記載する。
販売単価（円）	上記の契約電力量当たりの標準販売価格を価格或いは、価格帯（下限～上限）で記載する。 ※単価条件を公表していない場合は、「お問い合わせください」等を記載してください。
単価条件	証書発行手数料、消費税、送料等、或いは、スポット取引価格（1回）、1年間の購入価格などの単価条件を300文字以内で記載する。
証書納期日数	証書の正式な申込みから通常納期までの日数を記載する。
コンサルティング内容	証書発行事業者のコンサルティング内容など、アピールしたいことがある場合は300文字以内で記載する。 ※記入例：証書に会社ロゴ、イラスト入り、色紙などカスタマイズいたします。 用途別購入事例を以下URLにて公開しています。 ※特にない場合は、「特になし」と記載する。

3．分類

No	分類
1	グリーン電力証書発行事業者
2	グリーン電力証書